

日光市 高齢者虐待相談の手引き

■① 手引きの目的

高齢者の虐待については、「高齢者虐待防止法」（以下「法」）により、「高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のため措置、養護者の負担の軽減を図ること等（中略）をもって高齢者の権利利益の擁護に資する」と位置付けられています。

また、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない**とされており、**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市へ通報すること**も法的に位置付けられています。

特に、在宅生活の高齢者や家族などに近い存在である介護サービス事業者の皆様には、高齢者虐待の疑いがある言動や気になることを見聞きした際には、速やかに相談（通報）いただき、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、高齢者や養護者（家族等）への円滑な支援につなげていけるよう、この手引きをご活用ください。

■② 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を下表のように定義しています。

種 別	法律上の定義（要約）
身体的虐待	高齢者に対して暴力的行為で、痛みを与える、身体にあざや外傷を与える。
放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる。
心理的虐待	高齢者に対して、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与える。
性的虐待	高齢者本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。
経済的虐待	高齢者本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する。

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応することが必要となります。

■③ 高齢者虐待への早期発見

高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、担当者は一人で問題を抱え込まずに相談等窓口につなぐようにします。

また、できる限り高齢者本人や養護者・家族等が自ら相談等窓口に連絡するように働きかけることも重要です。虐待は、当事者が問題に気づくことが重要であり、これによってその後の援助の内容も大きく変わってきます。介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険サービス事業所の職員の方々には、このような高齢者や養護者・家族等を支援する役割も期待されます。

下記には、高齢者虐待の可能性を早期に発見に役立つ12のサインを示します。

高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

- (1) 身体に不自然な傷やアザがあり、（高齢者自身や介護者が）説明もしどろもどろの様子
- (2) 脱水症を甘くみることは禁物。十分な水分補給が必要→家族が意図的に高齢者の水分補給を制限しているなどが想定される場合
- (3) 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
- (4) 外で食事するとき、一気に食べてしまう→高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合
- (5) 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- (6) 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- (7) 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする→認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつぎ、不定愁訴や言葉の繰り返しなどの落ち着きない状態がある場合
- (8) 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える→十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来るなど
- (9) 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- (10) 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- (11) 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- (12) 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなど→この状態が継続する場合

出典：「早期発見に役立つ12のサイン」（財団法人厚生労働問題研究会）

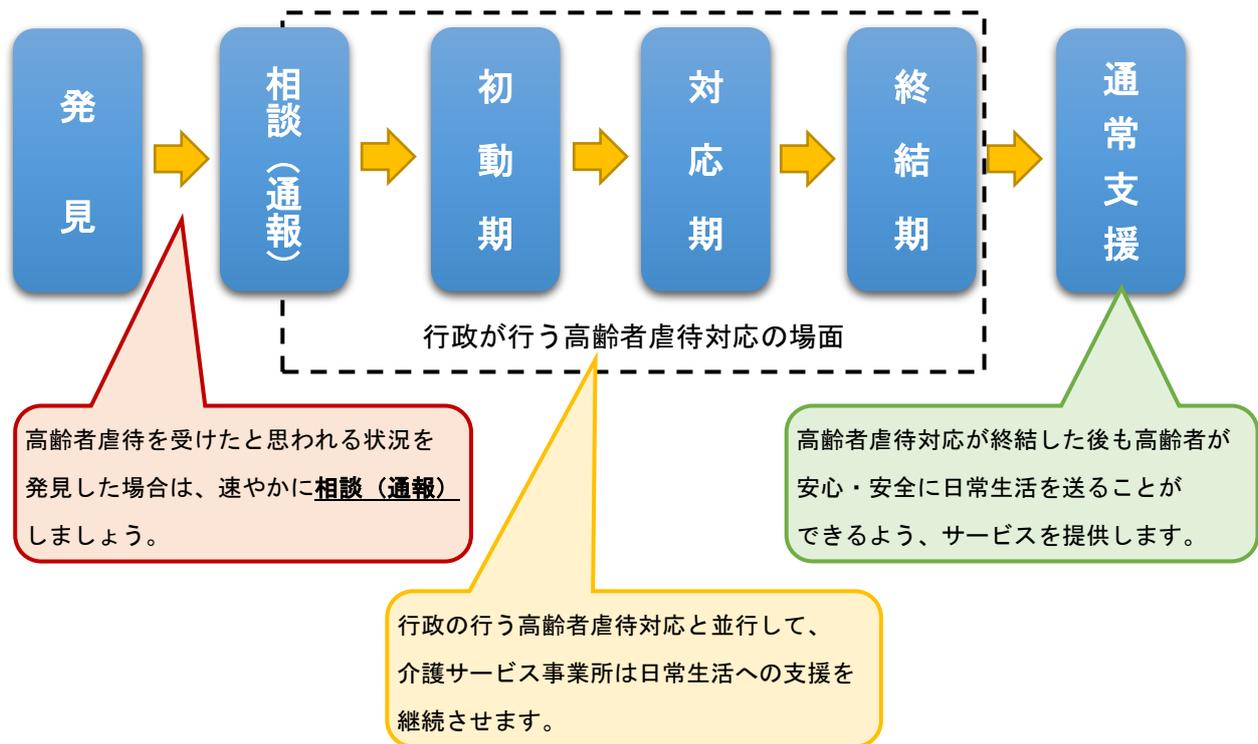
■④ 高齢者虐待を疑う場面における介護サービス事業者の対応

「高齢者虐待防止法」では、「(略) 高齢者の福祉に職務上関係ある者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見努めなければならない。」とされています。また、「(略) 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。」と規定されています。

下記には、介護サービス事業所のみなさまが高齢者虐待を疑う場面を発見した際の対応を示します。

対応場面	対応におけるポイント
(1) 虐待の疑いのある高齢者を発見した	<p>○高齢者や家族が「転んだだけ」、「虐待ではない」と話をする場合があります。介護サービス事業者のみなさまの経験上、不適切なケアや虐待が疑われる場合、<u>高齢者本人のお住まいの地域包括支援センター</u>へ相談（通報）してください。</p> <p>※相談（通報）するにあたって、虐待の疑いの状況かどうかの判断に迷う場合は、事業所内で共有し、管理者と同行により訪問することも大切です。 <u>一人で抱えず、相談しましょう。</u></p> <p>○事前に、高齢者本人や養護者等に対して、<u>高齢者虐待を疑う相談（通報）を行うことを伝えることは、必須ではありません。</u>しかし、その後対応のために、必要だと判断した際には、高齢者や養護者に伝えることは差し支えありません。</p> <p>○<u>発見時、既に外傷があるなどの重大な状況が生じている場合、その場で警察（110番）や救急（119番）に通報してください。</u></p>
(2) 相談（通報）を行うとき	<p>○不適切なケアや虐待が疑われる場合に、地域包括支援センターへ相談（通報）する際には、高齢者本人等に関する基本情報やケアプランなどの情報を準備してください。</p> <p>※<u>相談（通報）の際に高齢者等の同意なく、情報を伝えることは、守秘義務違反になりません（法第6条）</u></p>

■⑤ 高齢者虐待の相談（通報）の流れ



■⑥ 相談（通報）窓口

養護者（家族等）による不適切なケアや高齢者虐待等を発見した場合の相談（通報）先は、高齢者本人がお住いの地区の地域包括支援センターです。

相談先	住所	電話番号	地区
今市西 地域包括支援センター	今市本町 1 1 - 4 グランド・ハイツ・リム 107	2 5 - 6 3 7 4	今市地区
今市北 地域包括支援センター	倉ヶ崎 6 0 5 - 7 (誠心園内)	2 1 - 7 0 8 1	今市地区の一部 豊岡地区
今市東 地域包括支援センター	根室 6 0 7 - 5 (もりのいえ内)	2 6 - 6 5 3 7	大沢中部・北部地区、 塩野室地区
今市南 地域包括支援センター	板橋 2 1 9 0 - 2 (今市ホーム内)	2 5 - 6 4 4 4	大沢南部地区 落合地区
藤原・栗山 地域包括支援センター	鬼怒川温泉大原 1 4 0 6 - 2 (日光市藤原庁舎内)	7 6 - 3 3 3 3	藤原地区 栗山地区
日光・足尾 地域包括支援センター	御幸町 4 - 1 (日光市日光庁舎内)	2 5 - 3 2 5 5	日光地区 足尾地区

(発行) 日光市 健康福祉部 高齢福祉課 地域包括支援センター

日光市今市本町 1 番地 (電話) 0 2 8 8 - 2 1 - 2 1 3 7